

産学連携協定書

通信教育課程の学費特別減免制度

令和8年〇月〇日



学校法人 東京町田学園

産学連携に伴う通信教育課程の学費特別減免制度に関する協定書

学校法人東京町田学園／町田デザイン&建築専門学校（以下「甲」という）と●●株式会社（以下「乙」という）は、産学連携による通信教育課程の学費特別減免制度に関して、次のとおり協定を締結する。

第1条（目的）

この協定は、乙（乙のグループ企業を含む）に在籍する社員から、甲の通信教育課程への入学者に向けた学費特別減免制度等について必要事項を定めるものとする。

第2条（制度内容）

甲は乙からの入学者〔2年制課程〕に対して下記の学費減免を適用するものとする。

入学者全員	入学選考料相当額	授業料-1万円減額 (後期授業料より／初年度のみ)
Aパターン	入学者2名～5名	授業料-年2万円減額 (後期授業料より／原則：2年間)
Bパターン	入学者6名～10名	授業料-年4万円減額 (後期授業料より／原則：2年間)
Cパターン	入学者11名～	授業料-年20%減額（6万6千円） (後期授業料より／原則：2年間)

但し、学費減免金額には、教科書代+教材費（100,000円～120,000円）+諸経費（10,000円）等は含まないものとする。

第3条（連携事業1）

乙は甲の教育的要望（産学連携事業およびインターンシップ等）に可能な限り協力するものとする。

第4条（連携事業2）

甲は乙の教育的要望（乙の資格取得やスキルアップ等の教育関連）に可能な限り協力するものとする。

第5条（契約期間・更新）

1. 契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間とする。
但し、初年度に限り令和8年2月20日から協定開始とする。
2. 契約期間満了日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何ら申し出のないときは、本契約と同一の条件でさらに1年間自動更新するものとし、以降同様とする。

第6条（適用範囲）

1. 本協定に伴う学費特別減免に関する適用範囲は、乙（乙のグループ企業を含む）に在籍する社員とし、甲へ入学後、乙を退職した場合、減免の適用は解除されることとする。
2. 乙（乙のグループ企業を含む）に在籍する社員が甲へ入学後、教育課程修了までの間に本協定が解除となった場合には、教育課程修了まで本協定に伴う学費特別減免は継続されることとする。

第7条（反社会的勢力の排除）

1. 甲および乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下、「反社会的勢力」という）のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等に属する者ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
2. 甲または乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく契約を解除することができ、相手方に損害が生じてもこれを賠償することを要しない。
 - ①反社会的勢力に該当すると認められたとき
 - ②相手方の経営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められるとき
 - ③相手方が反社会的勢力を利用していると認められるとき
 - ④相手方が反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
 - ⑤相手方または相手方の役員もしくは相手方の経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - ⑥自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力および風説の流布・偽計・威力を用いた信用棄損・業務妨害その他これらに準ずる行為に及んだとき

第8条（秘密保持）

甲乙ともに、本契約期間中または、期間満了後を問わず、本協定に関して知り得た秘密を第三者に漏洩してはならず、また本協定の遂行以外の目的に使用してはならない。

第9条（裁判管轄）

本協定に関する一切の争訴は、乙の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

第10条（協議）

この協定の実施に関して、必要な事項またはこの協定に定めない事項については、その都度、甲乙双方が協議して定めるものとする。

第11条（特約事項）

入学願書提出の際は、乙の在籍を確認できる証明書一点（会社の発行する在籍証明書や社員証のコピー等）を必ず添付する。

上記のとおり、本協定が成立したことを証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を所持するものとする。

令和8年2月28日

（甲）住所 東京都町田市森野 1-26-8
学校法人 東京町田学園
町田デザイン&建築専門学校

氏名 理事長 井上博行

（乙）住所

氏名